

イタリアにおける首相府改革 —1999年の立法命令第303号による自律性の強化—

芦田 淳

【目次】

はじめに

I 303号命令による改革とそれまでの経緯

II 首相府における自律性の強化

1 組織面での自律性強化

2 会計面での自律性強化

3 職員管理

むすびにかえて

翻訳：関連法令

はじめに

イタリアにおいて、首相府は、他の国家行政組織に比して会計上の自律性を有するとともに、各省の活動を調整及び促進するため、監視等の機能を最大限遂行できるよう、首相交替に際して組織を再編できる組織的自律性を有している。こうした特徴は、1997年3月15日の法律第59号「州及び地方団体への機能及び任務の付与、行政改革並びに行政の簡素化に関する政府への委任」第11条の委任を受けて定められた1999年7月30日の立法命令303号（以下「303号命令」^(注1)）によって導入されたもので、同法による改革は、近年の首相のリーダーシップ強化の一助となったとの指摘がある^(注2)。以下では、303号命令による改革とそれまでの経緯、また、具体的にいかなる自律性の強化が行われたかについて、それ以前の規定とも比較しながら検討する。

I 303号命令による改革とそれまでの経緯

首相府は、憲法第95条第3項により、その制度は法律で定めるとされ、同条第1項の規定に^(注3)

かんがみれば、首相が政府の一般政策を指揮し、全体的な調整を行うために用いる組織のはずであった。しかし、1988年8月23日の法律第400号（以下「400号法」という。）の制定まで設置法が設けられなかったため、各省からの出向職員と財政拠出に拠らざるを得ず、首相に強いリーダーシップ^(注4)を発揮させるには至らなかった。

400号法は、首相府独自の組織と財源を定め、首相を直接補佐し政府内調整を行うものとして首相府事務総局を設けた。この結果、首相府は強化され、政府内部の調整機能に加え、非軍事役務 (servizio civile) 管理のような社会生活に関わる重要課題も委ねられた。しかし、実際には、整合性を欠いた組織の拡大と、部局間と政党間それぞれの対立により、首相府は、個別の任務を有する部局の集合にとどまり、一体として任務や機能を果たすものとはならなかった。また、首相も、90年代を通じ、自身の政策プログラムに基づいて内閣や各大臣を指揮するよりも、政府内部の各主体の調停者としての役割を果たすにとどまった。

こうした状況を踏まえ、首相府と各省の機能・活動面でのよりよい結合を保障することを目的の一つとして定められた303号命令は、首相府の新たな組織を規定するとともに、行政機構の指揮を行う中核として首相府を再編することを志向した。同命令は、まず、第2条で、首相府を「憲法及び国法によって付与された権限行使のために、首相が活用する組織」^(注5)であると定義し、第3条以下とあわせ、首相府の新たな役割を定めている。そこでは、政府の一般政策の指揮並びに政治的及び行政的指針の保持の機能に加えて、欧州統合の過程並びに地域団体への

任務及び機能の分権の過程を踏まえ、政府、地方、欧州という異なる水準の間での情報伝達と協力を保障することが意図されている。また、303号命令第7条から第9条は、IIで詳細に見るように、首相府に組織上及び会計・予算上の強い自律性を与えている。

その反面、経過規定等を定める303号命令第2章において、第10条は、施策の推進、方向付け及び調整に関する首相の独立した権限に帰属させることができないとして、首相府が他省に移管しなければならない任務と、それに対応する組織、財源、物的資源及び人的資源並びに関係作業の方式及び期間を示している。

このほか、第11条は、新たな首相府モデルを制度化する際の経過規定を、第12条は、400号法の規定に対する所要の廃止及び改正を定めている。後者は、具体的には、首相に直属する組織を事務総局内に置くとした規定を削除するなどしている。

II 首相府における自律性の強化

ここでは、303号命令によりもたらされた首相府及び首相の組織及び会計に係る自律性 (autonomia) の強化等について、具体的に述べる。

1 組織面での自律性強化

第7条第1項及び第2項は、首相府に付与された権限の行使並びに職員等の組織化及び管理のため、首相が命令を介して、自由に首相府内の組織を解体し組み直すという強い権限を行使することを認めている。そして、当該命令は、通常の制定手続や会計検査院による事前審査を免れるとしている (第9条第7項。なお、同項により、予算構造と支出管理を定める命令、派遣職員 (personale di prestito)、顧問及び専門家の割当定員と任用の例外的形態を定める命令も、同様に所定の手続や審査を免れる。)。さら

に、首相が組織と管理職者の最大数を決定する (第7条第3項) という点も重要である。

しかし、その一方で、首相の権限を列挙することにより、首相府 (及びその内部の組織) が対応すべき分野に一定の枠を設けている。すなわち、第2条は、首相が首相府を「組織的、かつ、統一的に」活用するために行使できる権限を列挙しており、第3条から第6条は首相令により直接定められる組織を、第7条第4項は一時的な任務を持つ組織の設置を定めている。これらの規定は、首相府の所掌分野の安定性を保障するとともに、組織が著しく増大することを防止している。

なお、400号法と比較すると、首相府内の組織を大臣に委ねる場合と次官 (Sottosegretari) に委ねる場合を完全に同様とすることで、組織面での明らかな簡素化も図られている。そのことは、大臣又は次官に委ねられた組織について当該組織の管理職者に管理責任を直接与えること (第7条第5項)、当該組織において、管理職者の任務等の指標や組織運営等の目標を定める権限を大臣又は次官に委ねること (同条第6項) において特徴的に表れている。

2 会計面での自律性強化

首相府には会計及び予算における自律性が認められ、2000年度から憲法機関に類似した首相府単独での予算が設けられた。首相府は、支出予算の基礎予算細目に計上された資金の範囲内で支出の自律的な管理を行い、首相は、その命令により、予算の枠組及び支出の管理規律を決定する (第8条第1項)。あわせて、首相府で行政及び会計上の合法性の監督を行っていた国庫省の予算部の機能を首相府の予算・会計部に移すに伴う改正も行われている。

3 職員管理

303号命令は、職員管理において、管理職につ

いて他の行政機関と共通の制度を取り入れる一方、スタッフとしての役割を持つ部署に幅広い柔軟性を認めた。ただし、前者に関しては、400号法により既に認められていた行政外部（司法官・学者等）からも職員を任用できること、新たな政府の成立の際に行われる宣誓によりすべての管理職者が自動的に失職することといった組織の固定化を防ぐ規定は保持されている。また、後者に関しては、首相府独自のスタッフとラインの区分方針に基づいて、官房や書記部（狭義の直属の組織）とは別に、職員の任用等に関しても最大限の柔軟性が適用される直属組織が首相により決定され、他の組織におけるスタッフの機能についても同様に決定されることとなっている。

しかし、スタッフとしての役割を持つ部署の柔軟性を幅広く認める一方、首相府のラインの職務における連続性と固定性は強化されることとなった。その強化は、一面では、行政活動についての一般的規定に基づく管理職への権限及び責任の付与を介して、他面では、正規職員（*personale di ruolo*）以外の職員の利用をより限定すること及び正規職員の特別な経験の有効利用を介して行われている。

以上の職員管理に関する点を具体的に述べれば、次のようになる。

（1）首相府における管理職

第7条第5項は、事務総局の活動についての責任は事務総長にあり、大臣又は次官に委ねられた組織の管理については当該組織の管理職者が責任を持つことを定めている。続いて、同条第6項は、行政機関における管理職者の権限及び責任に関する一般的規定が、首相令で定める限度及び方式で首相府に適用されることを示している。

（2）首相直属組織に係る任用

第9条第2項は、首相直属と定められた組織及び職務の必要のために、外部（民間）からの職員の一時的任用を認めており、同条第5項は、首相がその命令により、直属の組織内で用いられる派遣職員の割当定員を定めるとしている。さらに、第11条第4項を見れば、正規職員に対する派遣職員の人数の比率の削減に関して、直属の組織が優遇されている。

（3）任用等における柔軟性と固定性

任用等における特殊性及び柔軟性は、他の公行政の職員と同様、首相府職員について団体交渉及び私法規定の適用を認めた第9条第4項に基づいている。また、専門家に加えて派遣職員及び外部職員（*personale estraneo*）を活用すること、当該職員の割当を予算の範囲内で配分することについても、首相の権限が認められ、拡大されている。しかし、その一方で、正規職員と派遣職員の数的割合を適当な期間内に一定にすることを義務付けることにより、職員の固定化も図られている。これに関連して、第9条第3項は、専門性を証明された派遣職員を選択的に定員内部で任用するための枠を一定の比率で設けることを認めている。

むすびにかえて

I及びIIで見たとおり、303号命令は、首相府の活動分野を一定の範囲に限定するとともに、首相府及び首相に対して組織上及び会計・予算上の幅広い決定権限を導入した。さらに、2003年には、2002年7月6日の法律第137号「政府、首相府及び地方団体の組織改革に関する委任」に基づき、303号命令に、職員の定員外（*fuori ruolo*）への配置、首相府の管理職員等に関する規定を加えるなどの改正も行われている。

この結果、首相府の部局数は限定される一方、首相直属の組織には、多くはないが必要な数のスタッフと専門家が配されることとなった。そ

して、首相府の主要任務である政策調整機能の改善がもたらされたと評されている。

注

- (1) なお、立法命令は、憲法第77条第1項に基づき、両議院の委任をもって、政府により制定され、通常法律の効力を有する。
- (2) Pietro Grilli di Cortona, *Il cambiamento politico in Italia*, Roma: Carocci, 2007, p89.
- (3) 憲法第95条第1項は、次のとおりである。「首相は政府の一般政策を指揮し、それにつき責任を負う。首相は、各大臣の活動を推進し調整し、政治的及び行政的指針の統一を保持する。」(訳文は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』三省堂、2006, p.130.に拠った。)
- (4) 鈴木桂樹「行政機構・官僚制」馬場康雄・岡沢憲芙編『イタリアの政治』早稲田大学出版部、1999, p.51.
- (5) 政府に首相府等の組織合理化を委任するに当たり、政府が従うべき原則等の一つとして、1997年の法律第59号第12条第1項a号は、「首相府と関係行政機関の機能及び活動面での結合を保障すること、憲法第95条に基づき、[1997年の法律第59号]第3条以下に規定する機能の付与とも関連して、活動又は管理に関する任務に係る機能及び資源の所定の部門にお

ける廃止、再配分及び移転により、首相府の[活動の]推進、方向付け及び調整の自律的機能を強化すること」と規定している。

参考文献

- ・ Battini, Francesco. “La presidenza del consiglio: il modello organizzativo.” Alessandro Pajno e Luisa Torchia (a cura di), *La riforma del governo — Commento ai decreti legislativi n. 300 e n. 303 del 1999 sulla riorganizzazione della presidenza del consiglio e dei ministeri*. Bologna: Il Mulino, 2000, pp.107-121.
- ・ Calise, Mauro. “Presidentialization, Italian style.” Thomas Poguntke and Paul Webb ed., *The presidentialization of politics: a comparative study of modern democracies*. New York: Oxford University Press, 2005, pp.88-106.
- ・ Pajno, Alessandro. “La presidenza del consiglio dei ministri dal vecchio al nuovo ordinamento.” Alessandro Pajno e Luisa Torchia, *op.cit.*, pp. 35-106.

(あしだ じゅん・調査企画課)

1999年7月30日の立法命令第303号

1997年3月15日の法律第59号第11条の規定に基づく閣僚評議会議長府（首相府）の制度*

Decreto Legislativo 30 luglio 1999, n.303 ; *Ordinamento della Presidenza del Consiglio dei Ministri, a norma dell'articolo 11 della legge 15 marzo 1997, n.59*

調査及び立法考査局イタリア法研究会**訳

共和国大統領は、

第1章 首相府の制度

憲法第76条及び第87条の規定にかんがみ、

第1条 定義

1. この立法命令における用語の意味は、次の各号に掲げるとおりとする。

州及び地方団体への任務及び権限の付与、公の行政の改革並びに行政の簡素化のための政府への授権について定める1997年3月15日の法律第59号、特に、その第11条第1項の規定（1997年5月15日の法律第127号第7条、1998年6月16日の法律第191号第1条及び1999年3月8日の法律第50号第9条の規定による改正を経た規定）にかんがみ、

a) 「首相」とは、閣僚評議会議長 (il Presidente del Consiglio dei Ministri) をいう。「首相府」とは、閣僚評議会議長府 (la Presidenza del Consiglio dei Ministri) をいう。

1997年3月15日の法律第59号第11条第1項 a) 号及び第12条の規定にかんがみ、

b) 「事務局」、「事務総長」、「事務次長」とは、それぞれ、閣僚評議会議長府事務局、閣僚評議会議長府事務総長、閣僚評議会議長府事務次長をいう。

1999年6月4日の閣議において採択された仮決定にかんがみ、

c) 「局」とは、閣僚評議会議長府事務局の総合的な運営管理を分掌する組織をいい、機能面での同質性のために一括して取り扱われる複数の部を含む。

多くの労働者を代表する労働組合の組織の意見を聴取し、

d) 「部」とは、局の下に置かれ、又は機能の点において局と同等の独立した権限を有する、総合的な運営管理のための組織をいう。

1997年3月15日の法律第59号第5条の規定に基づく両院合同委員会の見解を徴し、

e) 「課」とは、運営管理のための基本的な構成単位をいう。

1999年7月29日の閣議において採択された内閣の決定にかんがみ、

第2条 目的及び任務

1. この立法命令は、首相府の制度、組織編制及び任務を定める。首相は、憲法及び共和国の法律により付与された〔施策の（補訳、以下同じ）〕推進、方針〔の指示〕及び調整に関する自らの任務の行使のため、首相府の機能を活用する。首相府の組織編制に当たっては、他の関係する行政省庁との任務の面における連携も通じ、憲法第95条にいう政府の政策及

国庫・予算・経済計画大臣との合意に基づく閣僚評議会議長の提案に基づき、

次の立法命令を制定する。

び行政の方針の統一を確保する必要性について、特に配慮する。

2. 首相は、組織的、かつ、統一的に、特に次の任務を実施するため、首相府を活用する。
 - a) 指揮及び政府の合議制の機関との関係整備
 - b) 議会及び憲法上の他の機関と政府との関係整備
 - c) 欧州連合の機関と政府との関係整備
 - d) 地方自治の制度と政府との関係整備
 - e) 憲法第7条及び第8条、特に第8条最終項にいう宗教団体と政府との関係整備
 - f) 総合的政策の立案及び総合的政策の方針の決定
 - g) 政府の命令制定に係る活動の調整
 - h) 政府の行政活動及び政府内部の規制の制度に係る任務の調整
 - i) 機会均等に係る政策並びに差別の防止及び撤廃のための政府の行動の推進及び調整
 - l) 政府広報に関する活動並びに出版及び出版物に関するものも含む情報活動の調整
 - m) 公共分野における技術革新の推進及び検証並びに公共事業に関する調整
 - n) 政府の計画において戦略的であると位置づけられた分野に関する特定の政策の調整
 - o) 政府の計画及び特定分野における政策の実施状況の監察

第3条 欧州連合への参画

1. 首相は、欧州連合へのイタリアの完全な参画及び欧州統合の過程の進展を確固たるものとするための政府の行動を推進し、及び調整する。
2. 欧州連合の領域において負った義務を履行するための責任は、首相に帰属する。この目的のため、首相は、首相府の所定の局を活用する。同様に、首相は、外務省の合意を得て、欧州連合の中でイタリアが採るべき立場を決

定する目的の下に、[欧州]共同体の法規を整備する段階において、該当する分野で権限を有する国の行政機関、州、私的活動主体及び関係する社会的当事者の間の調整を行うためにも、当該の局を活用する。

3. [欧州] 共同体の法規の施行及び [欧州] 共同体の機関との関係に関する州の権限は、なお効力を有する。

第4条 地方自治の制度との関係整備

1. 首相は、地方自治の制度との関係整備に関して政府の行動を調整し、国、州及び地方自治体間の協力の進展を推進する。
2. 首相は、複数の構成要素からなる所定の組織の決定に対する対処も含めて、国、州及び地方自治体間の関係整備のために必要な活動を推進し、権限の行使並びに職務怠慢及び職務不履行について定められた対策を首尾一貫し、調整して行うことを保障する。
3. 本条に規定する権限を遂行するため、首相は、州務局 (Dipartimento per gli affari regionali) を活用し、国、州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県間の関係整備のための常設会議 (Conferenza permanente per i rapporti tra lo Stato, le regioni e le province autonome di Trento e Bolzano) 並びに国・都市及び地方自治体に関する会議 (Conferenza Stato-Citta e autonomie locali) の事務局を、任務及び組織について現行のまま活用する。[州の]管轄地域においては、省庁再編に関する立法命令第11条第3項に規定する各州における政府代表をも活用する。この目的のために、当該政府代表は、任務の上で首相に従属する。

第5条 機会均等に係わる政策

1. 首相は、機会均等を保障するため、差別を防止し、かつ、撤廃するため及び関連する欧

州の基金の使用の方針の指示、調整及び監督を可能にするための政府の行動を促進し、調整する。

第6条 法務立法局 (Dipartimento per gli affari giuridici e legislativi)

1. 政府の命令制定に係る活動の調整に関する任務は、1988年8月23日の法律第400号第19条第1項c)号及びd)号の規定との整合性を保ちつつ、規制の影響の評価、手続の簡素化、法令用語の質、法令改正の適用可能性及び財政的効果の評価実施を保障するように、所定の局において組織される。当該局は、第3条第2項に規定する局と協力し、[欧州]共同体の法規の国内における制定及び実施の過程に関して、国内法及び国内経済の状況の予備調査並びに国内情勢に対する[欧州]共同体の法規の導入結果の評価を保障する。首相府の中で活動している立法部門並びに1999年3月8日法律第50号第3条に規定する法規及び手続の簡素化のための中央事務局 (segreteria del Nucleo per la semplificazione delle norme e delle procedure) は、当該局に属する。当該局には、当該局の局長及び副局長に加えて、定員外において通常司法官、行政司法官及び会計司法官又は国事弁護人を7人を超えない数で配属することができる。第12条第9項の規定を当該の者に適用する。

第7条 組織の自律性

1. 第2条に規定する首相府の任務の遂行のため並びに必要と認められる人的資源及び物的資源の組織化及び管理の権限のため、首相は、自身の命令により、事務局に置かれる各組織に分掌させる任務の範囲を定める。
2. 首相は、自身の命令により、首相によって権限を委任された大臣又は次官 (Sottosegretari) が活用する組織を定める。

3. 第1項及び第2項に規定する命令は、各局に置かれる部及び各部に置かれる課の最大数を指定する。同組織の内部編制には、それぞれの権限の範囲内で、事務総長又は委任された大臣若しくは次官があたる。
4. 特定の権限の実施のため、特定の結果の達成のため又は特定の計画の実現のために、首相は、自身の命令により、適当な任務を持った組織を設立し、当該組織の継続期間は、設立命令により明示する。国家生命倫理委員会 (Comitato nazionale per la bioetica) 及び首相府において活動している他の合議制機関の意見を聴いて、首相は、自身の命令により、補佐機関を規定する。
5. 事務総長は、事務局の任務の遂行並びに首相府の人的資源及び物的資源の管理に責任を負う。事務総長は、1又は2以上の事務次長によって補佐される。大臣又は次官に委ねられた組織では、管理の責任は、当該組織に置かれた事務責任者又は事務責任者が置かれていない場合には、所管の大臣若しくは次官の指示に基づき、事務総長によって期限を付けて委任された管理職に属する。
6. 公行政機関における管理職の権限及び責任を規律する規定は、結果の評価に特に配慮し、労働組合の意見を聴いて、首相府の権限の独自性を考慮し、首相令で定める限度及び方式に従い、首相府に適用される。事務総長は、首相が定めた組織に置かれた事務責任者の組織及び任務に関する指標並びに管理目標及び結果目標を指定する。ただし、大臣又は次官に委任された組織については、大臣又は次官が当該指標及び目標を指定する。
7. 首相は、自身の命令により、首相に直属する部、及び関係する提案に基づいて、首相府の無任所大臣 (Ministri senza portafoglio) 又は次官が担当する部を定め、その構成を決定する。

8. 3年ごとの定期的な監査は、首相府の制度及び組織編制の合目的性についての公的又は私的な専門組織の助言を通じても行われる。首相は、監査の結果を両院へ報告する。この立法命令を最初に適用する場合には、監査は、2年後に実施する。

第8条 会計及び予算の自律性

1. この立法命令が施行される次の会計年度から、首相府は、国庫・予算・経済計画省の支出予算の所定の基礎予算細目に計上された資金の範囲内で支出の自律的な管理を行う。首相は、自身の命令により、国家予算の支出区分の基準との整合性を保ちつつ、予算の枠組み及び支出の管理規律を決定する。当該命令は、公会計の一般原則の範囲内で、首相府の任務に固有の必要性を考慮する。
2. 1988年8月23日の法律第400号第11条の規定に基づく政府の特別委員に委任された管理に関する支出又は法律の規定により若しくは閣議決定を経て制定された命令により首相府において設立された合議制機関の活動のための支出は、首相府予算の所定の基金が負担し、関係各省の支出予算からの所定の資金の流用による手当てでも行うものとする。
3. 第1項に規定する命令は、両院の議長に通知され、首相府の単年度及び多年度の予算並びに財政管理に関する決算報告も送付されるものとする。

第9条 首相府の職員

1. 首相府における運営管理の任務は、直属として定められた組織に関しては、この立法命令による改正を経た1988年8月23日の法律第400号第28条の規定を局の指揮の任務について適用可能とし、その他の組織に関しては、同法第18条第3項及び第31条第4項の規定を適用可能とした上で、制定後の改正及び補充

を経た1993年2月3日の立法命令第29号第14条第2項及び第19条の規定に従って与えられる。

2. 首相府は、運営管理にあたらぬ業務に従事させるために、次の職員を活用する：第11条第4項に規定する範囲内で正規職員；転任（comando）、定員外の職員又はそれぞれの組織で決定されたその他の対応する地位において用いられる他の公的行政機関、団体、組織、法人又は機関からの派遣職員；直属として定められた組織及び職務の必要のために締結される一時的な契約によって利用可能となる私的部門からの職員；首相が定める基準及び限度に従って特別の必要のために指名される顧問、専門家又は公的行政機関に属さない者。
3. 第11条4項の2に規定するところを除き、正規職員の採用に関して、首相は、自身の命令により、定員の20パーセントを超えない範囲で、他の行政機関の職員で首相府における職務に従事し適格かつ職務従事中に確認された専門的要件を備えている者を同等な資格で選択的に配置するための定員の枠を設けることができる。
4. 首相府の正規職員の労働関係は、制定後の改正及び補充を経た1993年2月3日の立法命令第29号の規定に基づき、首相府に対する協約類型の定義に関しても、団体交渉（contrattazione collettiva）及び私的労働関係（il rapporto di lavoro privato）を規制する法律により規律される。当該の規律は、外部の者及び団体協約の対象とならない部類に所属する者を除き、付随的な経済的待遇に関して、首相府において運営管理の任務を受け持つ職員及び首相府自体において職務に従事する派遣職員に適用される。
5. 首相は、自身の命令により、第11条第4項の規定に基づく派遣職員の割当定員、顧問及

び専門家の割当定員並びに予算に計上される対応する財源を決定する。割当定員は、警察職員について、1997年12月27日の法律第449号第39条第22項に規定する臨時的必要について、及び直属の組織内で用いられる派遣職員について定められる。首相は、必要性及び予算に応じて、派遣職員並びに顧問及び専門家の定員を任務の範囲について割り当てることができる。新政府の「成立の際に行われる」宣誓により、政治的権限を有する官房及び書記局に所属する外部職員及び派遣職員の利用に関する命令は、その効力を失う。その他の派遣職員は、首相府の組織に置かれた責任者の具体的で理由を付した要求書に基づいて定められた転任の延長又は定員外の職員の再任の場合を除き、所属する行政機関に6か月以内に復職する。

5の2 定員外への配置は、1998年8月23日の法律第400号第18条第3項に規定する任務のために義務的であり、所属組織により場合によって定められる時間的、数的及びその他の性質の制限に反してでも、当該組織の手続に従って行われる。転任、定員外又は所属組織で定める他の類似の地位として、2001年3月30日の立法命令第165号第1条第2項、第2条及び第3条並びに1977年10月24日の法律第801号第7条第1項に規定する各身分 (ordine)、各等級 (grado) 及び各地位の職員によって首相府で提供された勤務は、法的効力及び経歴における効力を含むあらゆる効力において所属の行政機関で提供された勤務と同等とする。これらの地位は、それぞれ、昇進及びそのために所属する (組織の) 定員内に配置することに関するものも含め、いかなる不利益ももたらしてはならない。1977年10月24日の法律第801号第7条第2項により定められることを含む各組織による規定を例外として、所管の行政機関から、より上位の資格

若しくは等級又は異なる地位を、この項に規定する職員に授与することは、特別な幹部職若しくは管理職の任務又は適性の評価を付与する場合であれ、当該資格等の職務の実際の行使又は中断なく継続している転任、定員外若しくはその他の類似した地位の終了を求めものではない。当該職員は、首相府において勤務する期間に与えられた資格、等級又は地位に、定員としての身分を損うことなく、超過的地位として配置される。

5の3 1988年8月23日の法律第400号第11条に規定する政府特別代表の補佐機関及び第7条第4項に規定する任務を有する組織を含む首相府において転任又は定員外の地位で勤務するよう求められた省庁部門の各身分、各等級及び各資格の職員は、行政機関の手当てを含む所属行政機関の基本的な経済的待遇を維持し、関連する負担金は、当該行政機関が負担する。類似の地位での勤務を求められた2001年3月30日の立法命令第165号第1条第2項に規定する他の行政機関に所属する職員のために、首相府は、職員の所属行政機関の合意を得て、当該職員に帰属する基本的な経済的待遇を損うことなく、関連する負担金の配分の措置を講じる。

5の4 第5項の3に規定する補佐機関又は任務を有する組織の設立措置をもって、当該機関等の活動に必要な財政資金、物的資源及び管理職を含めた人員を定めるものとし、いかなる場合でも、当該機関等は、その本質的な暫定性のために第9条の2及び第9条の3に規定する職員の組織上の数を変更しない。首相府及び当該機関等の活動に関係した他の行政機関の予算の通常項目に繰り入れることにより関連する負担金の支払措置を講じる。ただし、当該機関等については、その事前の合意を得るものとする。

6. 首相は、自身の命令により、事務総長及び

事務次長の経済的待遇を決定し、顧問、専門家及び公的行政機関に属さない職員に支給する報酬を決定する。

7. この条に規定する命令並びに第7条及び第8条に規定する命令に対し、1988年8月23日の法律第400号第17条に規定する規律及び1994年1月14日の法律第20号第3条第1項から第3項に規定する規律は、適用しない。首相は、第8条に規定する命令について、国务院及び会計検査院の意見を求めることができる。

第9条の2 首相府の管理職員

1. 首相に付与された任務及び権限を考慮し、2001年3月30日の立法命令第165号で定められた規律を有効として、顧問及び補佐官の職を設置する。当該職には、それぞれ第一種管理職及び第二種管理職を加える。
2. 首相府の管理職員の組織的配置は、第7条第1項及び第2項に基づいて制定される組織編制の措置により設置される第一種及び第二種の職 (posti di funzione) に対応する範囲内で決定される。
3. 首相府は、第一種及び第二種の職に、正規職員、転任及び定員外又は出身組織で定める他の類似の地位に迎えられた他の行政機関の管理職員並びに2001年3月30日の立法命令第165号第19条第6項の規定に基づく任務を負う職員を充てる措置を講じる。派遣の管理職を任じることのできる職の割合は、第9条及び第11条の規定に基づき定められる首相令により決定される。1988年8月23日の法律第400号第18条第3項に定める規定に従って配置される職については、同法第18条に定める規律のみが継続的に適用される。
4. 職及びそれに関する組織的配置は、第7条に基づいて制定される命令により、改めて定めることができる。
5. 第7項及び第8項の規定を例外として、首相府が公示し、実施する公的選考により採用された職員のみが第1項に規定する管理職に就くことができる。当該選考は、2001年3月30日の立法命令第165号第28条第2項に規定する職員のみが受験することができる。公示するにあたって、首相府の権限で、行政高等学院 (Scuola superiore della pubblica amministrazione) が実施する選抜を行う課程により管理職者を採用する措置を講じることができる。
6. 最初の実施段階においては、第2項に規定する組織的配置は、制定後の改正を経た2002年7月23日の閣僚評議会議長命令により、職に関して決定される。最初に適用する場合においては、1988年8月23日の法律第400号第18条第3項の適用を例外として、本項の規定に基づいて決定される各職の10パーセントに相当する第一種及び第二種の組織的配置の割当分は、派遣の管理職員に充てられる。
7. 最初の実施段階においては、第1項に規定された正規の管理職員に、2002年7月15日の法律第145号第10条第2項に規定する、選択権を除く命令の規定による第一種及び第二種の管理職並びに1999年2月26日の大統領令第150号の施行日に首相府に勤務し、1993年2月3日の立法命令第29号第19条第6項に基づいて付与された管理的責任を負う者を欠員に伴う地位の再統合による超過定員としても加える。顧問及び補佐官の資格は、第一種及び第二種のそれぞれにおいて、超過的地位が生じた場合の再統合に引き続き、第一種及び第二種のそれぞれの管理職に付与される。1988年8月23日の法律第400号の削除された別表に既に掲載されている管理職、首相府の選考に合格した管理職及び第一種の責任を負う管理職は、第1項に規定する正規職員に、優先的に加えられる。超過的地位における管理職の

配置は、法的、経済的及び経歴上のいかなる不利益も及ぼさない。

8. 最初の適用時において、第7項の規定に基づき遂行される配置に引き続き、2005年12月31日までは、正規の管理職員における第二種の定数は、次の各号に掲げる割合に従って割り当てられる。

a) 公的選考により30パーセント

b) 次の条件に該当する職員が受験できる、資格及び口頭試問による選考により25パーセント。学士号を有することを求められる職務上の地位で、少なくとも5年間勤務した経験のある学士号を有する行政機関の職員又は5年の勤務の代わりに、学士号及びイタリア又は外国の大学等の機関が授与した修士号若しくは博士号又は学士号より上位の他の資格を有し、かつ、2002年7月6日の法律第137号の施行日から2003年1月1日までの期間に、2001年3月30日の立法命令第165号第19条に基づいて、同立法命令第14条に規定する組織を含む、首相府の組織において管理的職務又はそれと同等の職務に就いていた行政機関の職員

c) 次の条件に該当する職員が受験できる、資格及び口頭試問による選考により25パーセント。学士号を有することを求められる職務上の地位で、少なくとも5年間勤務した経験があり、かつ、2003年1月1日の時点で、2001年3月30日の立法命令第165号第14条に規定する組織を含む首相府に設置された組織で職務に就いていた、学士号を有する行政機関の正規職員及び2003年1月1日の時点で、他の行政機関において転任、定員外又は休職の状態にある当該要件を備えた首相府の正規職員

d) 学士号を有するという条件で、2003年1月1日の時点で、首相府において職務に就いている、2002年7月15日の法律第145号第

5条に規定する職員が受験できる、資格及び口頭試問による選考により10パーセント

e) 次の条件に該当する者が受験できる、資格及び口頭試問による選考により残りの10パーセント。高度の専門性を備えた管理職者募集のため、1997年12月27日の法律第449号第39条第15項及び2000年11月8日の法律第328号第29条の規定に基づいて、首相府が公示し、実施する公的選考への参加資格を有し、かつ、2003年1月1日に、2001年3月30日の立法命令第165号第14条に規定する組織を含む首相府に設置された組織において、資格に関わりなく職務に就いていた者

9. 第8項に規定する選考の合格者は、第7項の趣旨及び効果に基づいて加えられた管理職に次ぐ地位に、超過的地位を含めて定員内に配置される。

10. 組織上の地位、任務及び管理職の地位の報酬のための関連する責任の確定に関しては、第1項に規定する定員に属する首相府の管理職の職員の独立部門の団体協約に委ねる。

第9条の3 民間救護の特別定員の設置

1. 民間救護の分野における特別な調整に係る機能の遂行のため、首相府に、民間救護の管理職の職員及び非管理職の職員の技術・行政特別定員を設置する。

2. この条の発効日に首相府民間救護局において勤務している第一種及び第二種の管理職者は、2002年7月15日の法律第145号第10条第2項に規定する選択権を例外として、第1項の規定により設置された特別管理職の定員に配置される。

3. 1986年10月28日の法律第730号に基づき首相府に設置された任期制の特別定員に既に所属している職員及び1993年4月5日の大統領令第106号の別表Eに規定する全国地震課に既

に所属している各分野の職員は、第1項の規定により設置された非管理職の職員の特別定員に配置される。第1項に規定する定員に配置される非管理職の職員で、この条の発効日に民間救護局で勤務していないもの及び2003年7月11日の閣僚評議会議長命令の別表Aに規定する職員で、同日、民間救護局で勤務しているものは、第4項に規定する閣僚評議会議長命令の定める方式及び条件に従い、選択の権利を有する。

4. 第7条、第9条及び第11条の規定に基づき制定される閣僚評議会議長命令により、特別定員の職員の組織的配置の決定及び当該特別定員の割当人員の30パーセントを超えない範囲で、民間救護局が利用することのできる転任職員又は定員外の職員の割当人員の決定のための措置を講じる。
5. 同時に、1986年10月28日の法律第730号の規定に基づき首相府に設置された任期制の特別定員及び1993年4月5日の大統領令第106号の別表Eに規定する全国地震課の定員を廃止する。
6. この条の発効日から、2003年1月16日の法律第3号第10条は、1988年8月23日法律第400号より以前の規定に基づき設置された首相府の定員に配置された職員で、同法第38条第4項に示された要件を結果的に有するものに対しても適用される。

第2章 当初適用規定、経過規定及び末尾規定

第10条 実務的及び管理的権限の再編

1. 首相の施策の推進、方針の指示及び調整に関する独立した任務に帰属させることができない、次の各号に掲げる任務に関する権限については、1997年3月15日の法律第59号第12条第1項a)号及びb)号の規定に基づいて、次の各号に掲げる省に移管する。当該省には、対応する組織並びに当該組織に係る財源、物

的資源及び人的資源を同時に移管する。

- a) 観光については、商工省
 - b) 外国在住のイタリア国民については、外務省
 - c) 1988年8月23日の法律第400号第19条第1項s)号に規定する特別年金給付委員会事務局については、国庫・予算・経済計画省
 - d) 第5項に規定する任務を除く市街地、1989年7月5日の法律第246号第7条に規定するレッジョ・カラブリア（訳注 イタリア南部の都市）委員会及びピサの斜塔修復委員会については、公共事業省
 - e) 著作権及び著作者財産権並びに情報・編集局の活動の範囲における文化活動促進については、省庁の再編に係る立法命令第52条第2項の規定に従い、文化財・文化活動省
2. 第1項の規定に基づいて移管された権限及び組織の移管先の行政機関は、1997年3月15日の法律第59号第12条第1項f)号以下及び第13条に規定された、その後の組織変更を除き、首相の委任により各省大臣に委託された現行組織である場合には、この立法命令が発効した日から当該組織について責任を負う。それ以外の場合には、所定の閣僚評議会議長命令によって、移管すべき資源が決定された日から責任を負う。
 3. 各州における政府代表の事務局が行使していた権限は、この立法命令が施行される立法期の次の立法期の最初の日以降、それに付随する財源、物的資源及び人的資源とともに、内務省に移管される。
 - 3の2. 首相府において現在活動している特別州における政府の代表の必要のため、首相府の定員に属するか若しくは第9条の2第3項に規定する百分率の範囲内で転任若しくは定員外として要求された第一種及び第二種の管理職又はそれに相当する者を関連する部署に

において割り当てることができる。

- 3の3. この項の発効日に政府の県地方事務所において勤務している1988年8月23日の法律第400号の廃止された別表A及びCの定員に属する管理職は、内務省の管理職定員の相応する資格に配置される。
4. 首相府社会局が行使していた権限は、第3項に規定する日以降、省庁再編に係る立法命令第45条の規定に従い、労働・保健・社会政策省に移管される。同時に、付随する財源、物的資源及び人的資源も同省に移管される。
5. 首相府都市地域局首都ローマ・大規模催物部が行使していた権限は、第3項に規定する日以降、付随する財源、物的資源及び人的資源とともに、省庁再編に係る立法命令第41条に規定する社会基盤・運輸省に移管される。
6. 次に掲げる任務は、第3項に規定する日又は省庁再編期間中に指定される日以降、付随する財源、物的資源及び人的資源とともに、それぞれ次のように移管される。首相府被害者保護局に付与された任務及び権限並びに全国観測技術局において全国地震課に付与された任務及び権限について、省庁再編に係る立法命令第79条以下に規定する被害者保護庁。首相府観測技術局に属するそれ以外の任務について、1998年3月31日の立法命令第112号第91条の規定を有効とした上で、省庁再編に係る立法命令第38条に規定する環境保護・観測技術庁。
- 6の2. 2000年12月23日の法律第388号第116条第7項による改正を経た1998年12月23日の法律第448号第78条に規定する雇用向上委員会は、関連する財源及び現在行われている転任とともに労働・社会政策省に移管される。経済・財政大臣は、自身の命令により、関連する予算を変更する権限を付与される。
- 6の3. 2004年1月1日から、行政機関情報処理全国センターに対し、1997年5月15日の法

律第127号第17条第19号及び2000年11月24日の法律第340号第24条第6項に規定する技術センターによって行使されている権限、任務及び活動に移管する。同時に、当該センターに対し、財源及び物的資源並びに当該業務に従事する人的資源に移管する。1993年2月12日の立法命令第39号第6条第1項に規定する上限を、総計190人と決定する。

- 6の4. 最初に適用される場合には、第6項の3の規定に基づいて移管される職員については、現在享受している法的取扱い及び経済的待遇を維持する。
- 6の5. 1993年2月12日の立法命令第39号第5条第1項の規定に基づき、引き続いて制定される命令により、行政機関情報処理全国センターの組織、管理及び活動の再編について措置を講じる。
- 6の6. 第6項の3に規定する日をもって、1997年5月15日の法律第127号第17条第19項、2000年11月24日の法律第340号第24条第6項及び1997年12月23日の大統領令第522号を廃止する。
7. 省庁再編に係る立法命令第8条及び第9条に規定する手続により、非軍事役務庁が設立され、1998年7月8日の法律第230号により非軍事役務全国部に付与された権限は、付随する財源、物的資源及び人的資源とともに、非軍事役務庁に移管される。非軍事役務庁は、さらに、1997年12月27日法律第449号第46条が定める、徴兵による役務に替る役務に関する権限を遂行する。非軍事役務庁は、社会的権利に係る任務の範囲で職権を行使する中央組織の監視下に置かれる。
8. 非軍事役務庁は、特に、良心的軍事役務拒否者の召集及び使用を組織し、管理し、かつ、検査し、公共の災害時の再召集計画も考慮して、良心的軍事役務拒否者の教育及び研修を促進し、かつ、管理する。

9. 第7項に規定する非軍事役務庁に係る設置令は、1988年8月23日の法律第400号第17条第2項に基づき、閣僚評議会議長及び監督大臣の提案により、国庫・予算・経済計画大臣との合意に基づき、60日以内に公布される命令により定める。非軍事役務全国部の機関は、非軍事役務庁の設置令が定める機関の設立の日まで存続する。

10. 共和国賞勲記録部事務局及び最高国防会議事務局の設置並びに組織編制は、大統領府事務局及び首相府事務局間の所定の同意文書によって決定する。

11. この立法命令によってその補佐機関が他の行政機関に移管される合議制の機関は、当該行政機関において活動する。

11の2. 2002年7月2日の法律第133号によって改正を伴って転換された2002年3月6日の暫定措置令の規定の適用を除き、閣僚評議会議長府に関わる警備及び監視の権限は、1988年8月23日の法律第400号第33条の規定に基づいて、第7条の規定に基づいて制定された閣僚評議会議長命令によって設立され、前掲1988年の法律第400号第18条の規定に基づいて任命された調整担当官が置かれている所定の巡査部長にあたる国家警察及び国家保安警察の職員によって遂行される。

11の3. 警備の要求に対して損害がない場合には、閣僚評議会議長府は、公的書類による手続を介して選ばれた私法上の主体が少数参加するものを含め、適切に設立された会社を通じて、一般的補助業務の運営、組織化、調整及び管理の措置を講じることができる。当該会社と閣僚評議会議長府との関係は、提供された役務に対する質的検査にも言及した適切な役務契約によって規律される。

11の4. 第11項の3に規定する役務契約に関する追加的な特別の命令によって、同一の法的状態を維持し、自発的意思に基づき、並びに

経済上及び経歴上の不利益のない条件で、当該会社に派遣させることができる閣僚評議会議長府において勤務する職員の使用の方式、期間及び条件を定める。

11の5. 第11項の3に規定する履行の過程に係るその他の人員は、現行法に規定された組合団体の諮問手続を考慮し、閣僚評議会議長府のその他の通常組織に配属される。

第11条 経過的な制度

1. この立法命令を最初に適用する場合には、第7条に規定する命令の制定まで、第10条の規定に基づき移管されない権限に関し、首相府の現行の組織編制は有効とするが、1997年3月15日の法律第15号第11条以下に基づいて制定される立法命令の効果は例外とする。特に、第7条第2項に規定する命令の制定まで、委任を受けた大臣は、当該大臣に委ねられた組織を継続して活用する。

2. 新たな団体協約が締結されるまで、首相府に勤務している職員には、所属する部門の契約制度が適用される。協約によって別の規定が定められるまで、首相府において、組合関係は、国家公務員の部門の団体協約によって規律される。

3. [この立法命令を]最初に適用する場合には、この立法命令の発効から3か月以内に制定すべき第7条に規定する命令の発効の効力をもって、首相府の対応する部及び局の組織に関し、1988年8月23日の法律第400号第21条の規定に基づいて制定された法律、命令又は組織に係る規定は、廃止される。

4. この立法命令を最初に適用する場合には、首相府の正規職員の実数と派遣職員の割当人員との比率は、第10条の規定に基づき直ちに移管されることのない首相府の組織に1999年6月1日時点で配属されていた職員を基礎として定められる。その後は、閣僚評議会議長

の命令により、労働組合の意見を聴き、その後の任務及び組織の移管、第5項に規定する措置の結果、第7条第6項の規定に基づいて首相によって採用された決定及び直属しない組織において正規職員に対する派遣職員の比率を漸進的に削減するという目標を考慮し、1988年8月23日の法律第400号に付された別表を改正する正規職員及び派遣職員の人数の決定を行う。ただし、この立法命令の第7条第4項及び1988年8月23日の法律第400号第11条の規定に関連し、追加的及び一時的な必要を緊急に充足するための派遣職員の追加的な要求を保障することは、妨げられない。

4の2. 2003年7月11日の閣僚評議会議長命令に付された別表Aに規定する職員の組織の欠員は、2005年12月31日まで、40パーセントを公的選考により、30パーセントを転任職員又は定員外の職員が受験できる選考により、及び30パーセントを閣僚評議会議長府の正規職員が受験できる選考により、補充される。

5. 1997年3月15日の法律第59号第12条第1項c)号に規定する選択の権利は、他の行政機関への移管が一時的に延期されている組織において勤務している場合であっても、この立法命令の発効から3か月以内に終了する所定の手続による措置を通じて、当該規定の対象となる職員に対して保障される。一旦、選択の権利を行使した場合には、それを取り消すことはできない。首相府の正規職員にとどまることを選択した職員を、2年間、他の行政機関において転任職員又は定員外職員として派遣することはできず、既にそれらの身分を有している場合には、より早期の任期満了を定めている場合を除き、選択の権利の行使から1年後に、自動的に任期が終了する。

6. 第10条第1項の規定に基づき、他の行政機関に直ちに移管された首相府の組織に、1999年6月1日時点において配属されていた首相

府の管理職以外の正規職員及び同日時点において、定員外の職員、転任職員又は出向職員(distacco)として当該組織で役務を提供している管理職以外の職員に対し、首相府において享受されている確定的かつ継続的に経済的待遇がその者にとって有利となる場合には、その待遇を当該職員個人に限り維持する。第10条第3項以下の規定に基づき、直ちに移管されない組織に、1999年6月1日時点において勤務している、首相府又は他の行政機関の管理職以外の職員に対しては、移管の開始期日に享受されていた水準に全体として劣らない程度の確定的かつ継続的な経済的待遇が移管時において認められる。

7. この立法命令を最初に適用する場合において、第5項に規定する選択の結果であっても、正規職員の定員の上限を超えたときは、首相は、その後に行われる採用が職員数の漸進的な再適正化の目的と両立するための職種を決定する。

7の2. 2005年12月31日まで、第9条の2第8項に規定する選考の実施のため、40人を超えない範囲で、第7項の規定を適用する。

8. 第8条に規定する命令は、首相府の会計部が国庫・予算・経済計画省中央予算部の首相府担当部門に代替する日付を定める。

9. この立法命令の施行から6か月以内に、首相府は、その制度に関する法律の規定を統一法典に再編する措置を講じる。統一法典は、首相府の任務の他の省庁への移管の終了時に改正される。

第12条 1988年8月23日の法律第400号の規定の廃止及び改正

1. この立法命令によって改正又は廃止されている場合を除き、1988年8月23日の法律第400号の規定及び1996年12月20日の法律第639号に改正を伴って転換された1996年10月23日の

- 暫定措置令第543号第8条の規定は、なお効力を有する。運営管理の任務の付与に関する権限に関わる規定を含め、1998年3月31日の立法命令第80号第45条第3項第1文の規定もまた、この立法命令の施行後であっても効力を有する。
2. 1988年8月23日の法律第400号第5条第2項c)号の後に、次の号を加える。
- 「cの2) 関係する公益の総合的な評価及び調和を目的として、決定及び措置の確定に関して、権限を有する異なる行政機関の間で対立する評価が生じた問題についての裁定を閣議に委ねることができる。」
3. 無任所大臣又は首相府の部若しくは局に対して任務又は権限を付与する規定は、関連する任務及び権限が、第10条に規定する移管に関連する組織に関するものを除き、首相及び首相府の各部署に付与されたものと読み替えて解釈する。この立法命令を最初に適用する場合には、任務及び権限は、首相の組織に関する異なる決定が行われるまで、無任所大臣が任命されているときは対応する無任所大臣に対して委任され、又は関係する部へ付与されたものと解釈する。
4. この立法命令に矛盾するすべての規定、特に1988年8月23日の法律第400号の次の各号に掲げる規定を廃止する。
- a) 第18条第1項、第2項第2文及び第5項
 - b) 第19条第1項s)号のうち特別年金給付委員会に関する規定並びにv)号、z)号及びcc)号
 - c) 第21条第1項及び第3項から第5項
 - d) 第22条
 - e) 第23条第1項
 - f) 第27条
 - g) 第29条第3項
 - h) 第30条
 - i) 第31条第1項から第3項及び第5項

- l) 第37条
 - m) 第35条
 - n) 第39条
5. 第29条第3項、第31条第1項から第3項及び第5項並びに第37条第2項は、[この立法命令の]第9条第2項に規定する基準及び限度並びに同条第5項に規定する割当定員を定める閣僚評議会議長決定の公布の日に廃止される。
6. 1988年8月23日の法律第400号第20条、第23条及び第26条に関しては、[この立法命令の]第11条第3項の規定を適用しない。
7. 1988年8月23日の法律第400号第28条第1項の「司法官の中から」同項の末尾までを、「第18条第2項に規定する職種に該当する者の中から」に改める。
8. 1988年8月23日の法律第400号第2条に、次の項を加える。
- 「4. 閣議決定に委ねるべき命令の決定は、1994年1月15日の法律第20号第3条第1項が効力を持つ場合であっても、変更することができない。」
9. 1988年8月23日の法律第400号第18条第3項の末尾に、次の一文を加える。
- 「政府の命令制定及び運営に関わる活動の調整、経済問題の調整、並びに公共部門の技術革新推進及び公共事業の調整に関する任務の範囲で活動する組織の副局長並びに閣僚評議会議長及び政府機関の所在地の警備を担当し、その特別な職務に関して任務上事務総長に従属する監察事務局 (Ispettorato generale) に置かれた国家警察担当総合管理職員は、1999年3月8日の法律第50号第3条に規定する専門家とともに、所属する行政機関において定員外として義務的に配置される。」
10. 1988年8月23日の法律第400号第19条第1項のi)号の後に、次の号を加える。
- 「iの2) 省庁の再編に関する立法命令第14

条第2項d)号に規定する内務省の権限を有効とした上で、宗派との関係に関する閣僚評議会議長の組織上の権限を行使する上で、閣僚評議会議長を補佐すること。」

第13条 末尾規定

1. 国庫・予算・経済計画大臣は、この立法命令を適用した結果として、国の予算を修正す

る権限を有する。

* 以上の翻訳は、2003年12月5日の立法命令第343号による改正を経たものである。

** 調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄

1988年 8 月23日の法律第400号「政府の活動及び閣僚評議会議長府(首相府)の組織に関する規定」(抄)

Legge 23 agosto 1988, n.400 ; *Disciplina dell'attività di Governo e ordinamento della Presidenza del Consiglio dei Ministri*

調査及び立法考査局イタリア法研究会*訳

第 4 章 閣僚評議会議長府の組織編制及び任務の再編

第18条 閣僚評議会議長府事務局

1. 削除
2. 通常裁判における最上級裁判所の司法官及び行政裁判における最上級裁判所の司法官、国事弁護人、国家行政組織における総合管理職員及びそれと同等な者、大学の正教授又は行政機関に属さない者の中から、閣僚評議会議長命令によって任命された事務総長を事務局に置く。閣僚評議会議長は、自身の命令により、第一文に掲げる職種の中から選出された事務次長も任命することができる。事務総長及び事務次長を任命する命令は、同一の手続により、廃止することができる。
3. 事務総長、事務次長並びに第21条に規定する局長及び部長を任命する命令は、新政府の宣誓の日から効力を失う。事務総長、事務次長並びに第21条に規定する局長及び部長は、公務員であって閣僚評議会議長府の正規職員に属さない場合には、出身の行政機関に定員外として配置される。政府の命令制定及び運営に関わる活動の調整、経済問題の調整、公共部門の技術革新推進及び公共事業の調整に関する管轄分野を運営する組織の副局長並びに閣僚評議会議長及び政府機関の所在地の警備を担当し、その特別な職務に関して、権限上事務総長に従属する監察事務局に置かれた国家警察担当総合管理職員は、1999年 3 月 8 日の法律第50号第 3 条に規定する専門家とともに、所属する行政機関において定員外として義務的に配置される。

4. 広報部長の任務は、行政機関に属さない者に委ねることができ、その経済的待遇は、国家行政組織における総合管理職員に準じて決定される。

5. 削除

第19条 閣僚評議会議長府事務局の権限

1. 閣僚評議会議長府事務局は、次に掲げる任務が無任所大臣の責任に委ねられない場合又は閣僚評議会議長府政務次官に委任されない場合には、その任務を所掌し、首相の権限遂行を確実に補佐する。
 - a) 政府の計画の改定のために、事実認識の基礎及び計画の素案を準備すること。
 - b) 両院及び他の公的機関の対応するシステムと連携する閣僚評議会議長府の情報及び文書システムをも通じて並びに中央統計局 (ISTAT) の機能を活用することにより、政府の計画の実施状況について現状認識の枠組みを保障すること。
 - c) 法案の成文化及び調整並びに政府の政治制度上の政策実施に必要な任務の遂行を管理し、必要な文書を準備すること。
 - d) 効力を有する法律及び命令の規定を当該規定の調整も目的として定期的に確認する措置を講じること。
 - e) 閣僚評議会議長府と国家機関との関係に関する発案 (iniziative) に寄与すること及び憲法的重要性を有する問題の評価の基礎を準備すること。
 - f) 2 以上の省庁の権限に関する問題の解決のため、及び行政活動における方針の一貫

- 性を保障するために必要な基礎を準備すること。
- g) 政府の活動の経済財政上の整合性に関する技術的評価のため、中央統計局並びに他の行政機関及び公的機関の情報システム及び調査結果を活用して、支出、公的財政及び国民経済の状況に関する資料の比較のための収集を管理すること。
- h) 議会の審議計画策定における政府の関与のため及び政府の優先的な所管分野における提案のための任務の遂行を準備すること、政府代表者の出席を調整する目的も含め、議会の審議に関する恒常的で時宜に合った情報を確保すること、〔法案の〕審議が政府の計画の漸進的な実現と調和するように注意しつつ、両院への法案の付託のために必要な任務を遂行すること、議会の審議における法案に対する修正提案に付随する任務の遂行及び閣僚評議会議長及び政府に宛てられた監査の文書を予備的に審査し、当該文書に関連する任務の遂行を管理すること。
- i) 調査及び資料整備活動をも通じて、閣僚評議会議長が保持している国際関係のための活動及び外交政策一般の実施において閣僚評議会議長を補佐すること。
- i の 2) 省庁の再編に関する立法命令第14条第2項d) 号に規定する内務省の権限を有効とした上で、宗派との関係に関する制度上の権限の行使において閣僚評議会議長を補佐すること。
- l) 国防の措置を講ずる組織との関係のための活動において閣僚評議会議長を補佐すること。
- m) 閣僚評議会議長府の儀典を管理すること。
- n) 両性間の平等という目的に立法を適合させるために必要な改正案の検討及び作成を管理し、並びに同じ目的を有する全国的及

- び地方的計画の実施を管轄する行政機関の調整に関して閣僚評議会議長を補佐すること。
- o) [欧州] 共同体の法規の適用の方式及び時期に関する任務の遂行、資料及び情報の収集並びに [欧州] 共同体の政策のイタリアへの影響に関する分析の実施を管理すること。
- p) 州並びにトレント特別自治県及びボルツァーノ特別自治県との関係、憲法第127条の目的のための州法の審査、国と州の立法の間の調整、州における政府代表の活動並びに言語上の少数派及び国境地域の問題に関する任務の遂行を管理すること。
- q) 閣僚評議会議長府の広報部長を通じて報道機関との連絡を保つこと。
- r) 国務院及び州行政裁判所、会計検査院、国事弁護院並びに閣僚評議会議長府が所管するその他の組織及び法人の行政上の管理に付随する閣僚評議会議長府所管の活動を行うこと。
- s) 特別年金給付委員会及び法律又は命令の規定により閣僚評議会議長府において活動するその他のすべての合議制機関の議決に関し、事前及び事後の活動を管理すること。
- t) 法律上及び訴訟上の事務を管理し、並びに国事弁護院との連絡を保つこと。
- u) 閣僚評議会議長府の職員並びに行政上及び技術上の職務の調整に関する問題を管理すること。
- v) 削除
- z) 削除
- a a) 閣僚評議会議長、内閣及び無任所大臣の権限を行使するために必要なその他のすべての任務の遂行を管理すること。
- b b) 管轄下にある不動産の管理運営及び維持を保障し、又は所管の行政機関も活用しながら、無任所大臣及び閣僚評議会議長府

政務次官に委任された局及び部の要求を含む閣僚評議会議長府の要求により使用中の不動産の管理運営及び維持を保障すること。

c c) 削除

第20条 内閣書記部

1. 内閣書記部並びに閣僚評議会議長により閣僚評議会議長府政務次官に委任された局及び部は、当該政務次官に直属する。
2. 内閣書記部は、閣僚評議会議長及び大臣に必要な資料整備及び補佐業務を保障する。内閣書記部は、閣僚評議会議長府政務次官を補佐し、内閣の職務及び閣議決定の実施のための予備的な任務の遂行を管理する。

第21条 部及び局

1. 削除
2. 第19条 n 号に規定する任務の遂行のために、所定の委員会が設置される。当該委員会の構成及び権限は、法律によって定められる。
3. 削除
4. 削除
5. 削除
6. 閣僚評議会議長府の局が無任所大臣に委任された場合には、局長は、当該大臣の提案に基づき閣僚評議会議長命令により任命される。
7. 局が無任所大臣に委任されない場合には、局長は、閣僚評議会議長府事務総長に従属する。

第22条 削除

第23条 政府提出法案・政府法制業務中央調整部

1. 削除
2. 当該部は、官報において公布された法律又

は法律の効力を有する命令及び規則のそれぞれに関して、官報において公布するため、法律又は規則の新たな規定により廃止若しくは直接改正された規定を、閣僚評議会議長に報告する。

3. 当該部は、閣僚評議会議長及び関係する大臣への定期的な報告書において、複数の立法部門に関連する規定上の不整合及び矛盾を指摘する。当該部は、分野全体の規律の法典化又は統一法典編纂の着手の必要性を報告する。当該報告書は、閣僚評議会議長府により、下院議長府及び上院議長府に送付される。
4. 当該部は、特別に重要な法文に関して、現行の法律及び規則の調整された法文の起草のための措置を講じる。
5. 当該部によって行われた指摘及び起草された法文は、確認的な機能のみを有し、それらの対象となっている法規の効力を変更しない。
6. 第1項に規定する大統領令は、国及び州の法文を調和させるために、行政機関の他の組織を活用し、かつ、州知事府の部局の協力体制を促進する可能性を想定して、当該部の組織及び活動を規定する。
7. 通常裁判における最上級裁判所の司法官若しくは行政裁判における最上級裁判所の司法官、国家行政組織における総合管理職員、国事弁護人又は大学の法学の正教授が当該部の部長となる。

第24条 統計情報に関する公法人の改革のための委任

1. 政府は、この法律の施行日から1年以内に、統計情報に関する公法人及び公的組織の改革のため、次の各号に掲げる基準的な原則及び要件に基づき、通常法律の効力を有する規程を制定することを委任される。
 - a) 全国レベル及び地方レベルの統計情報の

収集及び整理を所管する、すべての公的情報源のシステムの接続及び相互接続を実現すること。

b) 公社を含む国のすべての中央行政機関の下に統計担当部局を設置し、当該部局を機能面において中央統計局に従属させること。

c) 中央統計局に方針〔の指示〕及び調整の権限を付与すること。

d) データの収集、整理及び提供における中立性及び完全性の原則を保障すること。

e) 法律の定める範囲内で、かつ、基本的人権を尊重した上で、議会、州、公法人、国の機関、法人、団体及び個々の国民による整理されたデータへの直接的なアクセスを保障すること。

f) 議会に対し、中央統計局の活動並びに行行政機関による統計データの収集、取扱い及び提供について毎年報告すること。

g) 機構、組織及び財源に関して中央統計局の自律性を保障すること。

2. 第1項に規定する委任命令は、両院の所管常任委員会の意見を徴した上で制定される。当該意見が〔政府の〕要求から60日以内に表明されなかった場合には、政府は、当該委任命令の制定に着手する。

第25条 法人及び機関の監督

1. 法律、規則又は設置令により閣僚評議会議長府の下に設置されている公法人及び機関で、その機関としての任務が閣僚評議会議長府の固有の権限と一貫性を有していないものに対する監督の任務については、閣僚評議会議長府の提案に基づき、この法律の施行日から6か月以内に制定される大統領令により、各々の管轄分野ごとに特定された大臣に移管される。

2. 全国学術会議に対する監督の任務は、議会

に学術研究の状況に関する報告書を提出する権限を有する大臣に付与される。

第26条 情報・出版局

1. 閣僚評議会議長府事務局内に、情報・出版及び文芸・芸術・学術的財産権総局に代えて情報・出版局を設置し、当該総局に帰属する任務の行使を継承させる。

2. 当該局の組織編制については、第21条第3項の規定に適合した措置を講じる。

3. 当該局の職員の定員を閣僚評議会議長府の職員の定員に追加する。

3の2. 当該局は、第3項の3の規定の適用によって得られる資金の限度内で、著作物を不正に複製した製品又は偽造した製品の取得の違法性について世論を喚起するため、テレビ、ラジオ、映画並びに日刊紙及び定期刊行物を通じた情報提供活動を実施し、促進する。

3の3. 第3項の2に規定する目的のため、制定後の改正を経た1941年4月22日の法律第633号第174条の2第2項b)号に規定する章に集められた資金を利用する。

第27条 削除

第28条 局長及び部長

1. 第21条に規定する局長及び部長並びに内閣書記部長は、第18条第2項に規定する職種に該当する者の中から閣僚評議会議長命令によって任命される。

第29条 顧問及び顧問委員会

1. 閣僚評議会議長は、顧問を活用し、特定の問題に関して、助言し、調査し、又は検討する委員会を設立することができる。

2. 閣僚評議会議長は、司法官、大学教授資格者、国事弁護人、国の行政機関、経済団体を含む公的団体、行政が主に参画している事業

体の管理職及びその他の職員、又は国の行政機関に属しない専門家に対して付与する限定された期間の任務を通じて、[第1項の]活動のための措置を講ずる。

3. 削除

* 調査及び立法考査局イタリア法研究会：芦田淳、鳳佳世子、嶋田真智恵、寺倉憲一、萩原愛一、比沢奈美、間柴泰治、山岡規雄